

年次レポートの目的

- 本県の健康福祉の進むべき方向を共有するための基本指針として、平成 28(2016)年 3 月に「あいち健康福祉ビジョン 2020」を策定。(計画期間：平成 28(2016)年度～32(2020)年度の 5 年間)
- ビジョンは健康福祉分野全体の施策の方向性を示し、分野別に策定されている各個別計画の上位計画に位置付けられ、個別計画と一体となって福祉、保健、医療に関する取組を推進。
- ビジョンの進行管理のため、**年次レポートを作成し**、ビジョンに示されている施策の進行状況や新たな課題に対する取組の方向性を明らかにする。

年次レポートの構成

I 平成 30 (2018) 年度の主な取組状況

- ・ 5 つの区分ごとに、ビジョンに示されている施策に係る **平成 30 (2018) 年度の主な取組状況** を取り上げる。

II 特集

- ・ 毎年度テーマを設け取組状況を検証する。今回のテーマは、ビジョンで示している、めざすべき健康福祉社会の実現のために重視する 4 つの基本姿勢 (①人づくり、②地域づくり、③健康づくり、④環境づくり) の中から、「**環境づくり**」を取り上げる。

III 新たな課題への対応

- ・ 社会状況の変化等に伴う新たな課題に対し、取組の方向性を明らかにする。
- ・ 今回は、「**依存症対策の推進**」を取り上げる。

I 平成 30 (2018) 年度の主な取組状況 (P. 3~32)

1. 子ども・子育て支援

安心して家庭を築き、子どもを生み育てることができるよう、結婚支援や安心・安全な妊娠・出産のための支援を行った。また、保育サービスの充実など子ども・子育て家庭への支援、子どもの貧困や児童虐待への対応等を行った。

〈主な取組〉

- ・ 保育所等の整備に対して助成(保育所 27 施設、認定こども園 24 施設)
- ・ 保育士・保育所支援センターによる就職支援の実施(求人件数 1,406 人、求職件数 133 件)
- ・ 母子保健コーディネーターが相談・支援を行う「子育て世代包括支援センター」を設置促進
- ・ 子どもが輝く未来基金の創設【新規】
- ・ 生活困窮者自立支援法に基づく子どもの学習支援、生活支援、居場所の提供等を実施(36 市町)
- ・ 児童相談センターの専門職員の増員による体制強化(児童虐待相談対応件数 4,731 件)
- ・ 県警との「児童虐待に係る事案の情報共有に関する協定」の締結【新規】

2. 健康長寿

生活習慣病の予防や早期発見・重症化予防に向けた取組や、生活習慣の改善を推進する施策、こころの健康に関する社会全体での取組等、県民が生涯を通じて健康でいきいきとした生活を送れるよう様々な施策を実施した。

〈主な取組〉

- ・「特定健診等普及啓発強化月間(6月)」を中心に、普及啓発を実施
- ・「世界禁煙デー(5月31日)」・「禁煙週間」に受動喫煙防止対策の普及啓発を実施
- ・精神保健福祉センターや保健所、あいちこころほっとライン 365 において、こころの健康に関する相談・支援を実施
- ・愛知県と医療保険者、経営者団体など計7団体で「健康経営の普及促進に向けた相互連携に関する協定書」を締結【新規】

3. 医療・介護

医療従事者や介護人材の確保、医療提供体制の整備等を図った。また、高齢化に対応した医療機能の分化・連携、認知症施策の推進を図るとともに、介護や病気の治療と仕事の両立支援等を実施した。

〈主な取組〉

- ・医療勤務改善支援センターにおける相談支援等の実施(電話相談・訪問支援 計 135 件)
- ・地域医療構想推進委員会における病床機能分化・連携のための協議の実施
- ・診療所医師等を対象に在宅医療等に関する研修を実施(480人)【新規】
- ・認知症施策の基本的な理念等を規定した認知症施策推進条例を制定【新規】
- ・「認知症に理解の深いまちづくりモデル事業」を実施【新規】
- ・患者向け支援情報等をまとめた「あいちのがんサポートブック」の作成、配布

4. 障害者支援

特別支援教育の充実に関する取組を実施した。また、障害のある人の地域生活支援や療育支援、地域における就労支援、活躍の場の拡大を図る取組等を実施するとともに、障害のある人の権利擁護の推進のための取組を実施した。

〈主な取組〉

- ・大府もちのき特別支援学校を開校【新規】
- ・愛知県心身障害者コロニーを「愛知県医療療育総合センター」に再編整備し、全面開所【新規】
- ・「あいちアール・ブリュット障害者アーツ展」にて作品展示の他、舞台・ステージ発表、トークイベント等を開催
- ・周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるためのヘルプマークの導入及び普及啓発を実施【新規】

5. 健康福祉を支える地域づくり・人づくり

地域全体で支え合う仕組みづくりや、地域福祉の担い手の育成など地域福祉の推進のための取組を実施した。

〈主な取組〉

- ・地域生活定着支援センターにおいて、矯正施設からの退所予定者の社会復帰を支援
- ・「第4期愛知県ホームレス自立支援施策等実施計画」を策定【新規】
- ・「あいち地域包括ケアポータルサイト」を開設し、情報等を発信【新規】

子育てや介護等と仕事の両立支援

少子高齢化による生産年齢人口の減少が懸念される中、今後も活力ある社会を維持していくためにも、働く世代を支援し、安心して育児、介護、病気の治療等と仕事が両立できる環境づくりを進めていく必要がある。このため、県では主に以下の取組を実施した。

1 子育てと仕事の両立支援

- ・ 保育所、放課後児童クラブ等の整備による待機児童の解消
- ・ 延長保育、休日保育、病児・病後児保育など多様な保育サービスの拡充
- ・ 「保育所・保育士支援センター」における就職支援、保育士就学資金の貸付けなど保育士の確保
- ・ 保育所等における障害児の受け入れの推進

2 介護と仕事の両立支援

- ・ 在宅介護サービスや施設サービスの拡充など介護サービス基盤の整備
- ・ 学生向け合同面接会の開催などによる介護人材の確保

3 病気の治療と仕事の両立支援

- ・ 中小企業事業主等を対象とした「治療と仕事の両立支援フォーラム」の開催
- ・ 相談窓口や利用できる支援制度などを掲載した患者向け「あいちのがんサポートブック」の作成、配布

4 ワーク・ライフ・バランスの推進

- ・ 「県内一斉ノー残業デー」の実施、「ファミリーフレンドリー企業」の登録推進など普及啓発の実施

取組を踏まえた今後の方向性

- 子育てや介護等と仕事の両立は、保育サービスや介護サービス等の受け皿の充実と、広く県民や事業者の理解を促進し機運を高めることの2つを両輪として進める必要がある。
- さらには、保育士や介護人材の確保及び質の向上も図る必要がある。
- 安心して働き続けることができるよう、関係機関の連携を密にして、総合的な両立支援策をより一層進めることとする。

依存症対策の推進

国では、近年、法整備を行うなど、アルコール、薬物、ギャンブル等の依存症に対する取組を強化している。

依存症は適切な治療や支援により回復が十分可能な疾患であり、依存症に関する正しい知識の普及を図るとともに、患者やその家族等に対して、「予防」、「相談」、「治療」、「回復支援」に至る切れ目のない支援体制の整備が必要である。

本章では、依存症対策について、今後の方向性を明らかにする。

本県の取組（平成 30 年度）

1 予 防

依存症の発生、進行を予防するためには、正しい知識の普及啓発が必要であり、リーフレットや啓発資材の配布、講演会等の開催を通じて普及啓発を実施している。

2 相 談

依存症の進行を予防するためには誰もが気軽に相談できる体制の整備が必要であり、保健所や精神保健福祉センターにおいて保健師や精神保健福祉相談員等による相談支援を行うとともに、研修会の開催等により相談支援従事者の資質向上を図っている。

3 治 療

依存症は適切な治療や支援により回復可能な疾患である。このため、依存症専門医療機関等の選定、医療従事者への専門的研修の実施等により、依存症に関する医療提供体制の整備を行っている。

4 回復支援

依存症は、本人の意思だけで回復することは困難な場合が多いため、回復支援プログラムの提供や、自助グループなど民間支援団体への支援を行うなど、回復支援の取組を行っている。

5 関係機関との連携

依存症対策は、一つの機関だけでは十分な成果を挙げることは困難であるため、依存症の種別ごとに専門家や関係機関を交えた連絡会議等を設置し連携を図っている。

取組を踏まえた今後の方向性

- 依存症の発生や進行を予防するため、引き続き様々な啓発活動を通じて、正しい知識の普及に努めるとともに、相談支援体制の充実、相談窓口の周知を図っていく。
- また、依存症専門医療機関の選定等により、医療提供体制の整備を図るほか、自助グループへの支援など患者の回復を継続的に支える取組を実施する。
- こうした取組により、引き続き、依存症の「予防」から「相談」、「治療」、「回復支援」に至るまでの切れ目のない支援を提供していく。
- なお、ギャンブル等依存症については、ギャンブル等依存症対策基本法に基づく都道府県計画である「愛知県ギャンブル等依存症対策推進計画」（仮称）を今年度中に策定する。
- こうした取組により、依存症患者やその家族が地域で孤立することなく、健康で安心して暮らすことのできる社会の実現を目指していく。